

**「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果（案）」に対する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について**

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）を、2020年11月27日（金）から12月27日（日）まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は12であり、のべ意見数は146件であった。その内訳については次のとおり。

1. 意見提出者数の内訳

メール	12
郵送	0
FAX	0
合計	12

2. 項目別の意見件数

	件数
はじめに	2
点検の実施方法	1
第1部 5つの基本戦略に関する取組状況	
基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる	31
基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	20
基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する	15
基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する	1
基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	3
（参考）基本戦略と第3部における関連施策の対応表	
第2部 愛知目標の達成へ向けたロードマップの進捗状況	
戦略目標A関連	4
戦略目標B関連	9
戦略目標C関連	8
戦略目標D関連	2
戦略目標E関連	2
参考	
第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果	
数値目標の進捗状況	
具体的施策の取組状況	43
全体	1
その他	4
合計	146

3. 今後の予定

令和3年2月1日 中央環境審議会自然環境部会に報告

「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

※本表における頁及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
1	1	90 93	7 1	生物多様性情報のオープン化、誰でも自由に利用、再利用、再配布ができる形で利用できるようにする考え方が浸透していないので、「オープンデータの推進」を課題に挙げていただきたい。		自然環境保全基礎調査等ではデータのオープン化を進めているところですが、ご意見を踏まえ、【5-1 基礎的データの整備】の93頁1行目以降を以下のとおり修正します。 「自然環境保全基礎調査等の蓄積された様々な情報の分析・活用がより効果的に行われるように、調査データを相互に利用できる管理体制の在り方、オープンデータの推進や API 連携について、検討を進めることが重要です。また、調査協力者の高齢化等が進んでいることを踏まえて、新たな調査協力者の発掘・育成が必要です。」
2	1	17	14	1-5生物多様性に関する教育・学習・体験の充実 ・デジタル化社会が進化する世の中だからこそ、こういう取り組みは非常に重要である。さらに規模を拡大して展開するようお願いする。		ご意見を踏まえ、今後も生物多様性に関する教育・学習・体験の充実に向けて取組の推進に努めてまいります。
3	1	21	1	1-7生物多様性に配慮した消費行動への転換 ・農薬、科学肥料、添加物、遺伝子組換え物質、抗生物質等を一切使用していない農水産物に特別なマークを付けることを検討していただきたい。		ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	1	31	8	2-1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進 ・地方活性化にもつながるので、どんどん拡大していただきたい。		ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、保全活動の推進に関しては、里山未来拠点形成支援事業（令和3年度新規事業）により財政的な支援に努めてまいります。
5	1	38	21	2-3生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進 ・化学肥料や農薬等を一切使用しないような完全有機農業法を10年後の達成に向けて進めていただきたい。	生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進について、前進していることは評価に値するが、不十分であるため。	ご意見については、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
6	1	68	1	3-3都市の緑地の保全・再生など ・今後の人口減、地方への移住も見込まれていますので、都市部での緑地を大きく拡大するチャンスと思われる。大胆な目標（例：都市部の3割を緑地化）を立てて、邁進していただきたい。		地域実情に即した緑地保全・都市緑化を推進しているところであり、全国一律の目標を掲げてはおりません。ご意見については次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
7	1	1	1	「はじめに」の文章中に新型コロナウイルスを踏まえて現状を明記すべきである。	本点検は、令和2年11月27日時点の物である。従って、新型コロナウイルスのパンデミックを踏まえて、現状を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、【2-2 鳥獣と共存した地域づくりの推進】の38頁7行目以降を以下のとおり追記しました。 「このほか、新型コロナウイルス感染症等の発生を受けて、感染症と生態系等についての調査研究を検討していくことが求められています。」
8	1	1	10	「自然のしくみを基礎として……」は「自然の摂理を基礎として……」とすべき。	「自然のしくみ」は、明確に説明されておらずむしろ「摂理」つまり自然界を支配している法則と言う意味の方が適切である。	「自然のしくみ」は、国家戦略の前文の記述を引用したものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
9	1	2	8	「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」重要な視点であるが、文中一つも「学術会議」の記述がない。学術会議も生物多様性に関連した提言が出されている。学術会議における提言内容等も記述に加えるべきである。	科学的基盤の強化は、学術分野における様々な科学的成果に基づくものである。環境省は、関係学会とシンポジウムなど行っており、その成果等についても記述を加えると共に、学術会議の提言などについても言及すべきである。	ご意見については、【5-3 科学と政策の結びつきの強化】の94頁6行目以降を以下のとおり追記しました。 「さらに、日本学術会議に「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」に関する審議を依頼し、その回答をいただくなど、科学と政策の結びつきの強化を図っています。」
10	1	15 29	3	「広報・普及啓発の取組が十分に指標に結びついていない」生物多様性の認知度は、一向に向上せず環境省の力だけでは広がらない。文部科学省としっかり連携協力して普及・啓発・教育を推進するべきである。	全体として環境省が普及・啓発に尽力しているのは、理解できるが国民一人一人の知識としての生物多様性は、教育を通じてしっかり国民に浸透すべきである。学校教育、社会教育は最も重要な取組でなければならない。	ご意見も踏まえつつ、今後も関係する各セクターとの連携を図りながら、普及啓発等に努めてまいります。 また、関係省庁と連携協力しながら、生物多様性を含む環境教育について、学校教育・社会教育を通じて推進してまいります。
11	1	3	22	生物多様性地域戦略策定自治体数（都道府県）の目標値は、47都道府県とされているが、まだ、44都道府県となっている。策定が終了していない3自治体名を明記して、策定を促すべきである。	少なくとも47都道府県全てにおいて地域戦略を策定すべきである。生物多様性の保全は、ホトムアップであり、日本全体の底上げのためには、全ての都道府県で作り上げることが不可欠と考える。	自治体名は明記しませんが、未策定の自治体に対しては策定に努めるよう「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の技術的支援の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施などの支援してまいりますので、原案のとおりとさせていただきます。
12	1	3 5	35 関連図	生物多様性に配慮した消費行動として認証の取得数を上げている。例えばMEL、MSGなどを例に取る認証の過程や内容や認証のレベルの基準の高さが異なるものを同列に評価したり、グラフ化するの、関連図である。	認証内容が異なるものを同じ分類群としてグラフなどで評価すべきではない。認証内容の深さも含めて適切な評価をすべきである。	見やすさの観点から原案のとおりとさせていただきます。ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
13	1	5 6	5 6	「多面的機能支払交付金認定農用地面積のグラフが示されているが、同交付金のメニューの中に生態系保全がある。適切に生態系保全に使われているかどうかまで、掘り下げて現状を評価すべきである。長寿命化と称してU字溝化が進められるなど、多面的機能を損なう事業も受けられる。	食料・農業・農村基本計画「環境NGOからの意見概要」 https://www.wbsj.org/press/pdf/20191205.pdf などでその問題点が指摘されている。	多面的機能支払交付金は、農地や水路、農道等の適切な保全管理を支援することで地域の農業を支え、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るものであることから、認定農用地面積を示しています。また、農用地の保全に資する取組として、必要に応じて長寿命化対策への支援を実施しているところ、今後とも多面的機能の維持・発揮に取り組んでまいります。
14	1	8	23	UNDG-Jの取組が国際的にも高く評価されているとあるが、都道府県のレベルで見ると認知度は低いと考える。	都道府県や市町村レベルでこの活動が知られているケースは、少ない。熊本県のニュースなどでネット上で発信しているが、全く見かけない。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
15	1	10	13~23	地域連携保全活動支援センターの設置が15自治体程度でまだ少ない。47都道府県、全てにセンターを設置すべき。 「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」は、その森の生物多様性がどのようになっているのかも含めて評価すべき。	ただ森があれば生物多様性が守られるわけではない。条約の定義で示されているように、その森の構成要素の中に多様性があるかどうかが必要である。	地域連携保全活動支援センターの設置に関しては、引き続き、生物多様性保全推進支援事業による財政支援や情報発信等を通じ、促進に努めてまいります。 「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」については、国民参加の森林づくりの推進のため、森林管理署等とボランティア団体等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供するもので、基本戦略1「生物多様性を社会に浸透させる」に位置づけられた7つの項目のうちの一つである「多様な主体の連携の促進」の取組に該当するものです。よって、活動地域・活動団体の様々なレベルでの活動やネットワークづくりが着実に進捗しているのかを評価するものと考えています。
16	1	14	32	地域戦略の策定を促進するための専門家の派遣が終了しているが、これは、継続すべきである。	まだ、地方自治体レベルでの地域戦略の策定は少ない。策定を促す為にも専門家の派遣は、継続すべきである。	次期生物多様性国家戦略の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略の策定・改定に向けて取り組む自治体への支援を検討してまいります。
17	1	15	38	流域単位で共同で地域戦略を策定するには、推進法のような制度的なサポートが必要である。	流域レベルで策定することは意義がある。しかしながら自治体間での調整が困難なケースが多い。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
18	1	16	18	生物多様性民間参画パートナーシップは、良い取組と考えるがコロナ禍におけるパートナーシップの在り方を見直すべきである。	現在、中小企業に大きな影響を与えているコロナ禍においてその在り方を見直すか、示されていない。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
19	1	17	9~11	次期国家戦略に向けた課題では、前記した通り認証の仕組みや内容が異なる物を安直にグラフで示すべきではない。その内容についても評価すべきことを加筆すべきである。		見やすさの観点から原案のとおりとさせていただきます。ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
20	1	17	25	自然とふれあい学ぶ機会は、コロナ禍で多く失われている現状がある。コロナ禍における自然とふれあいうり方について、整理すべきである。	11月24日の東京新聞で自然体験中止・延期39万人という記事がある。	ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
21	1	19	28	「自然の恵みの価値を計る」は、良い取組であり随時情報を更新すべきである。	2012年以降、情報が更新されていない。	随時情報を更新してまいります。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
22	1	21	1~38	生物多様性に配慮した消費行動の転換の記述について、その制度がどのように具体的に生物多様性に配慮され生物多様性が豊かになったのか分かるようにすべきである。	認証制度による中身、配慮によって生物多様性がどのように変わったのか、改善されたのかの記述がない。	個別の制度による生物多様性への影響については、具体的な評価が難しいですが、持続可能な調達や具体的な取組等の観点で、生物多様性の保全に貢献していると考えられます。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
23	1	23~24		主な認証制度の概要の記述は、前記した通りその認証効果が生物多様性に影響するものも含めて概要を書くべきである。	認証したことによりどのような効果が得られるのか概要に記述がない。	それぞれの認証スキームによって内容は異なりますが、持続可能な調達や具体的な取組等の観点で、生物多様性の保全に貢献していると考えられます。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
24	1	25		「鳥獣と共存した地域づくりの推進(2-2)」に関する内容全体	全国的に中大型野生動物が分布を拡大する時代となり、問題が増えているにもかかわらず、共存という抽象的な言葉でお茶を濁した感が残る。「鳥獣との共存」と「管理の強化」という文言が一つの文脈にあることにも違和感がある。地域にわたる生物多様性保全と鳥獣との共存とは、具体的にどのようなことを求めているのか。「自然との関係の見直し、再構築」と書くのであれば、その意図をわかりやすく記載して、具体的な戦略を示すべきである。	ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
25	1	32	30	「土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結」に関する記述があるが、具体的に何件、締結されたの件数を明記すべき。	数値の記述がない。	ご意見を踏まえ、32頁30行目以降を以下のとおり修正しました。 「特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定による持続可能な管理や市民への公開等の取組を推進しました(平成31年3月末時点で都市緑地法に基づく管理協定の締結は、2地区、約1.6ha)。」
26	1	34	20~30	「健全な二次的自然環境を維持することが必要です」「里地里山及び里海における(中略)強化することが重要です」と記述されているが具体性に欠ける。	単に強化すると書いているが制度的な強化なのか財政的な強化なのか、保全団体を育てるような強化なのか分からない。	ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。なお、保全活動の推進に関しては、里山未来拠点形成支援事業(令和3年度新規事業)により財政的な支援に努めてまいります。
27	1	34		【2-2鳥獣と共存した地域づくりの推進】に関する文章の全体	・34頁36行:「国立公園内におけるニホンジカによる生態系への影響・・・、林床植生の劣化・・・」と記載されているが、それに対応して具体的に何をしていたのか、後半で説明がない。 ・36頁24行:「人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるために・・・」に対応するのは、特定計画の策定と捕獲の強化しか記載されていない。それは棲み分けの説明にはならない。 ・37頁21行:捕獲数の増加と個体数の減少傾向について記載されているが、被害問題の減少につながったことを証明する記載がない。 ・38頁8行:(次期国家戦略に向けた課題)の内容には、具体性、戦略性がない。	ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
28	1	39	24~27	鯨類の記述があるが国際捕鯨委員会から脱退した記述は一切無い。同委員会から脱退したことを明記すべきである。また「ジュゴン等の原則捕獲禁止」原則を削除すべきである。	IWCからの脱退は、大きな問題であるが本国家戦略評価に記述が一切無いのは大きな問題である。絶滅の恐れのあるジュゴンについては捕獲禁止とすべきである。	「生物多様性国家戦略2012-2020実施状況の点検結果」に記載されている鯨類に関する調査は、国際捕鯨条約からの脱退後も引き続き実施しています。 また、鯨類について、科学的根拠に基づいて持続的に利用するとの我が国の基本姿勢は不変であり、国際捕鯨条約からの脱退の影響を受けていません。 したがって、本点検結果に同条約からの脱退についての記載は不要だと考えております。 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)第1条第1項により、ジュゴンの採捕は原則として禁止されております(なお、令和2年12月1日より同項は削除され、同内容の規制を漁業の許可及び取締りに関する省令(昭和38年農林省令第5号)第88条において規定。)
29	1	38~40		【2-3生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】の文中	抜本的な鳥獣捕獲強化対策によって国をあげてシカの捕獲を強化しているにもかかわらず、林政の間伐促進政策によって伐採跡地や林道わきに餌場が生まれていること、農政での牧草地の管理不足によってシカの餌場と化していること、それらがシカの繁殖増殖に寄与している事実に対する対策が示されていない。いずれも税を投入していることであるから、この矛盾を改善する必要がある。	間伐実施後の人工林やシカが好む草本が生えやすい再造林地、牧草地における食害は農林業者への対応として、【2-2鳥獣と共存した地域づくりの推進】において整理しており、「次期国家戦略に向けた課題」においても、引き続き取組を進めることとしております。
30	1	42	1	海生生物レッドリストは、再度、環境省主体で見直すべきである。また、指定を進めるべきである。	海生生物の知見は、まだ不足しており再度見直すべきである。	環境省では、第5次レッドリストから、陸域・海域を統合したレッドリストを作成することとし、評価作業を進めています。なお、水産庁が資源評価を行っている種又は多くの知見を有する種については、水産庁において既に実施されている資源評価を活用して評価を行います。
31	1	42	35	「生息地等保護区」の9ヶ所は少なすぎる。種の指定が進んでいるが「生息地等保護区」の指定が進んでいないのは、問題である。	種を指定するだけではなく、その生息地を保護することが最も重要である。	生息地等保護区に指定することにより土地利用に対する行為規制がかかるため、原則として土地所有者等の利害関係者の理解と同意を得て指定を進めていますが、指定に向けた調整の段階で地元との理解が得られないという側面もあります。なかでも、二次的自然に生息する種については、農林業等に伴う通常の維持・管理を継続することが必要な場合もあり、そうした行為の妨げにならない、規制の緩やかな監視地区としての生息地等保護区の指定も推進していきます。
32	1	43	13~15	ジュゴンについては、種の保存法で指定すると共に、最後先で生息地を法的に保護する取組が必要である。	種の指定がされていない、保護区の設定がされていない。	ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動物種の指定については、国民からの提案の制度もございます。 http://www.env.go.jp/nature/kiisyo/teianbosyu.html
33	1	43		(2)外来種による生態系への被害対策	鳥嶋部という閉鎖系の外来動物の対策が進んでいることは評価するが、本土で分布拡大する特定外来動物についても、国は徹底した姿勢を示すべきである。いずれも根絶排除が不可能と判断するのであれば特定外来動物の指定を解除するくらい、整然とした論理に基づいて必要な法の修正をすべき。法の意思が疎らなまま、うやむやに時が過ぎるということは、生物を相手にした事象に関しては避けるべきである。	外来種の影響拡大等については、第1部45頁に記載しているため、原案のままさせていただきます。次期生物多様性国家戦略における記載については、今後の取組の参考にさせていただきます。
34	1	58	20~34	新たな海洋保護区の設定が進んだのは評価できるが、生物多様性の観点から重要度の高い海域「重要海域」は、まだ多い。今後、積極的に保護区の設定を進めるべきである。	認知目標の達成が目的ではなく、保護上重要な海域を指定して行くことが必要である。	今後も「生物多様性の観点から重要度の高い海域」等の基礎資料を踏まえつつ、社会的・経済的事情等を勘案して、海洋生態系の保全や管理のための施策を進めてまいります。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
35	1	58	15行 (2)重要地域の保全全体について	重要地域であるからこそ、直面するシカによる生物多様性への影響について、それぞれの指定地域の実態を客観的に情報整理して、事態の深刻さを共有すべきである。また対策の成功事例があれば示す。特に国立公園の生物多様性や景観の保全、あるいは生態系サービスの核心部については、環境者のプライドをもって死守すべきものである。シカの密度管理はすぐには効果が表れないことから、緊急避難的に植生保護柵設置を推進する必要がある。柵だらけと言われても、護るべきものを護るとの強い意思をもって施策を推進すべきである。	日本の生物多様性の核心部分で起きている出来事に対する、真剣さが認められない。これも外来動物と同じように、お手上げになってしまう。生物を相手にする危機管理のあり方としては、よりスピード感をもって取り組む姿勢が必要である。予算がつかないからと後回しにして良い問題ではない。後回しにするほど問題も対策コストも大きく肥大する。それは生物多様性保全の責任放棄に等しい。	国立公園におけるニホンジカの生息状況、生態系への影響及び対策事例については、60頁に記載のある「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン」(http://www.env.go.jp/press/106643.html)において公園毎に記載しています。環境省としても、国立公園のシカ対策は重点的に事業を実施しており、各国立公園等において、ニホンジカの生息状況や被害状況に応じた植生保護柵の設置や捕獲事業を推進しています。
36	1	62 68	32 1	「特別緑地保全地区等」の記述の中に生産緑地に関する記述を加えるべきである。	最近、生産緑地が宅地にされるケースが増え、生産緑地も生物多様性の保全の点で重要である。	ご意見を踏まえ、62頁36行目以降に以下のとおり追記しました。 「～近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区、生産緑地の指定等を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地の保全を推進しました。 平成30年度には、～(中略)～近郊緑地特別保全地区面積は3,746ha(参考:平成24年度から28haの増加)、生産緑地面積は12,101ha(参考:平成24年度以降に行った追加指定の面積337ha)を指定し、拠点となる緑地の保全を進めました(詳細は3-3参照)。」 加えて、68頁11行目以降に以下のとおり追記しました。 「～近郊緑地特別保全地区の指定面積は3,746ha、30地区(参考:平成24年度から28haの増加)、生産緑地の指定面積は12,101ha(参考:平成24年度以降に行った追加指定の面積337ha)を整備・指定し、地方公共団体等による土地の買入れ等の推進や都市における生物の貴重な生息・生育空間を確保するとともに、都市における生態系ネットワークの形成を促進しました(図3-5、3-6、3-7)。」
37	1	68	(3)都市部の緑地の保全再生などの文書について	中大型野生動物の分布拡大、外来動物の分布拡大に対して、緑地の保全、生態系ネットワークは、それらの害性リスクを都市部に誘導する主たる要因となる。そのことに配慮する文書が必要である。	害性リスクは多様化しており、とくに感染症の侵入は防がなくてはならない。データがないから書けないなどと書かれている事態ではない。コンパクトシティ構想の具体化作業が進む中で、この問題を意識して取り組まない、間に合わない。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	1	73 36	24 36	ウミガメについて「国立公園におけるウミガメの産卵地の清掃」および「混獲対策におけるウミガメ」の記述がある。国立公園のみならずウミガメが産卵する砂浜は多く、また、気候変動による影響で砂浜が消失している例も多い。国立公園以外の砂浜についても保全の手を差し伸べるべきである。また、混獲対策としてのウミガメも重要であるが、その前に日本は、ボン条約を批准すべきである。	長い間、批准を検討していると言いつつ続けているが未だにボン条約の批准をしていない。	砂浜の保全については、73頁21行目～23行目に記載しています。また「移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)」の批准については、我が国は、ボン条約で捕獲が禁止される動物について意見を異にする部分があるため、本条約を批准していません。なお、ウミガメについては、種の保存法に基づき、ウミガメ全種を国際希少野生動物種に指定することにより、流通等を規制しております。
39	1	74 75	6～14 7	「海洋汚染対策」の中にプラスチック問題の記述を加えるべきである。プラスチックによる有害化学物質の影響が明らかになっている。	「地球をめぐる不都合な物質～拡散する化学物質がもたらすもの」日本環境化学会編者、(株)講談社「グローバル7B-2097	74頁16行目以降の「漂流・漂着・海底ごみ対策」において、海洋プラスチックごみを含んだ対策を記載しています。
40	1	9	4～10	イベントやタイアップはより力を入れて推進する価値がある。	イベントへの出席やタイアップは、環境問題に興味関心がある人以外も参加しやすい場所や店内内容(ステージパフォーマンスや食品等)で、参加のきっかけに幅をもたせ得ることができていたため、一般の人々の認知度向上に有効だと感じた。次期国家戦略内においても同様の取り組みの推進を明記することを期待する。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
41	1	9	4～10	一般向けの広報として、シンポジウムは適切な手段なのを再考する必要がある。	一般人向けの普及啓発の場としてシンポジウムというのは敷居が高いと考えられる。シンポジウムの内容も環境に興味関心がある人材への教育の場という目的に変更するか、興味関心がない層への普及啓発として「生活に身近なものを通じての情報発信」という着眼点を活かせる場所と形式で行う必要があると考えられる。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	1	8	20～22	幅広い取り組みの結果、どのような成果が得られ、どのような課題が得られたのかという詳細を点検結果内に記述する必要があると思われる。なお、本意見は、こちらの該当部分以外にも点検書内全般について言えることだと考えられる。	「次の10年」を考える際に、これまでの成果と課題を真摯に受け止め検討しなければ、状況の改善が見込めないと考えられるため。この10年間で得られた成果は活かし、課題点は改善することが点検を行う上でも重要だと考えられる。	UNDB-Jの取組の結果も、施策番号405～420に記載しています。また、UNDB-J内において、これまでの取組を総括するとともに、令和3年度以降の新たな取組を検討することとしています。 なお、ご意見のとおり、取組の結果によってどのような成果と課題が得られたかを記述することは重要と考えております。第1部の各取組は、第3部の具体的施策に支えられて実施されており、成果と課題に対しては、第3部の各施策に対応する「施策の取組状況と成果」と「課題と今後の方針」に記載しています。
43	1	17 18	17～37 1～25	次期生物多様性国家戦略に向け、生物多様性の主流化のため、体験プログラム等を充実させることに加え、教科書における生物多様性の内容の充実を期待する。	環境省主導のイベントや学校等の認証、プログラム提供などの取組を実施するためには人材と資金の確保が不可欠であることから、すべての学校を対象にすることは難しいと考えられる。そこで重要な役割を果たすのが教科書に掲載する内容である。現在の教科書、特に「理科」や「生活」といった科目において、生物多様性に関する記載は少なく、内容も薄い。そのため、教員側も生物多様性に関してあまり重視せず、授業の中で十分な時間を割かないことや、教員でさえ正しい知識を持ち合わせていないという課題も考えられる。生物多様性に関する内容を義務教育である小中学校の教科書内で充実させることで、広範囲かつ効率的に正しい知識の普及が可能になるのではないかと考えられる。小中学校で得られた知識の基盤に、環境省の進めるプログラム等が上乗せされることで、若年層の生物多様性や自然環境に対するさらなる関心や知識の向上が期待できると考えられる。	体験プログラム等の充実に関して、環境省では引き続き国立公園等の優れた自然地域において自然観察会等を開催することにより、子供たちに自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供するとともに、インターネット等を通じて様々な自然とのふれあいの場やイベントなどに関する情報を発信していきます。 教科書における生物多様性の内容の充実については、民間の発行者が創意工夫を生かして著作権を行うものであり、学習指導要領に基づいた上で、どのように記述するかは、当該図書の発行者の判断に委ねられております。 なお、例えば、中学校学習指導要領の理科第2分野の内容として、生物の種類の多様性と進化について取り上げており、これに基づいた教科書の編修が行われているところです。
44	1	18	27	若年層に「生物多様性」が浸透している一方で自然環境への関心が低い、とされているが、点検結果内の文書ではその根拠が不明確であるため、根拠を明示して記載すべきだと考える。	根拠が明確でないに関わらず「若年層の自然環境への関心が低い」と言い切っていることに疑問を感じるため。	ご意見を踏まえ、18頁27行目以降の記述を以下のとおり修正いたしました。 「令和元年度 環境問題に関する世論調査(内閣府 令和元年8月調査)」によれば、「生物多様性」の言葉の認知度は若年層においては相対的に浸透している一方で自然環境への関心は低い・・・。」
45	1	37	24～25	科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を効果的に行うためには、各都道府県に専門的知見及び技術を有する職員を配置することが重要とされているが、令和2年時点での調査によると、5人以上を配置しているのは47都道府県のうち12都道府県となっており、最も配置人数が多い地域では19人である。一方、配置人数が5人に達しない35都道府県の中には0人のところもが見受けられる。なぜ各都道府県の配置状況にこのような大きな差があるのか伺いたい。	都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する職員の配置状況について(概要) http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort11/R02gaiyo.pdf	都道府県の配置状況の違いは、都道府県の各種事情によるものと考えています。
46	1	38	8～15	「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」における「ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減する」という目標に対して、残り3年、狩猟者の高齢化や依然として続く農林業被害をみると、現在まで実施してきた対策方法には限界があると思われる。この現状を打開するために、どのような新しい対策方法を考えているのか、具体的に教えていただきたい。		これからの対策として、突発的な狩猟者や捕獲従事者の育成・確保、人口減少や過疎化の進展等の社会変化を踏まえた省力的な野生鳥獣管理手法の活用等を進めていくことを考えています。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
47	1	71	30~38	「湿地の保全・再生」では、動植物に関するのみ記載されているが、人間活動に対する評価はされているのか。	湿地は動植物の生息・生育地だけでなく、その特性から多くの恵み（食料供給や水質浄化、レクリエーションなど）が得られるため、漁業者や地域住民などにとっても切ってもきれない関係である。ラムサール条約においてもワズメズの観点があるので、もし何らかの評価をしていれば記載する必要があると考えられる。	19頁9行目以降において、湿地（湿原及び干潟）が有する生態系サービスの価値の評価について、記述しており、その結果はホームページ等で公開されています。 http://www.env.go.jp/press/press.php?seriar=18162
48	1	72	34~38	平成25年度に設立された東京湾再生官民連携フォーラムの事例も記載してほしいか。	本フォーラム（http://tbsaisei.com/index.html）は行政・自治体・事業者・漁業者・民間団体など多様な主体が関わる事業であり、沿岸・海洋域の包括的な活動における開かれたパートナーシップが顕著な事例であるため。	ご意見を踏まえ、72頁38行目以下のとおり追記しました。 （2）沿岸・海洋域の保全・再生 沿岸・海洋域については、藻場・干潟、サンゴ礁、砂浜等の保全・再生が行われているほか、港湾においては、港湾整備で発生した浚渫土砂等を有効に活用し、藻場・干潟等の整備を行いました。この良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然環境の大切さを学ぶ機会を充実を図るため、「海辺の自然学校」等の取組を推進しました（里海の再生については、2-1参照）。また、閉鎖性海域における「海の再生」の実現に向け、行政、民間企業、市民等の多様な主体が連携・協働するための設置された「東京湾再生官民連携フォーラム」等による取組を推進しました。
49	1	43	13	南西諸島のジュゴン個体群は個体数がとても少ない。早急に保全計画を立てることが重要である。A Research Plan for the Japanese Dugong Sub-Population (IUCN) で提案されている調査計画のすべてを実行すべきである。	2019年12月にIUCNにより南西諸島のジュゴンの個体群についてCritically Endangeredという評価がなされた。それを受けてモニタリングや漁業者との取り組みを行っていることは高く評価しているが、漁業者以外の市民にも広く知らせ、目撃情報等を収集し、早期に現状把握し保全計画を立てる必要がある。	我が国に生息するジュゴンは生息数が極めて少なくなっていることを踏まえ、IUCNからの調査提案も参考に、引き続き、関係機関と連携しつつ、ジュゴンの生息状況の把握と混獲対策等の保護対策の実施に努めていきます。
50	1	74	16	海洋プラスチック問題については出されたゴミに対する対処も必要ではあるものの、根本的にプラスチックが自然環境に出る分量を減らしていく必要がある。関係省庁と協力のう え排出抑制を進めることが必須である。	海洋プラスチック問題の根本について触れられていないため。	ご意見を踏まえ、74頁19行目を以下のとおり修正しました。 「発生源等の推定、都道府県を対象とした海岸清掃事業マニュアルの策定や取組支援、発生抑制対策の推進などにより」
51	1	15	33	「都道府県を通じた市町村への働きかけ」を追記する。	今後、具体的な保全活動を促進するためには市町村の主体的な取組が不可欠である。2020年までに概成した都道府県への働きかけをステップとして次の展開を考えるべきではないか。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
52	1	34	21	「森林・草地の手入れ不足や農地・水路の構造変化、農法の変化などによる」を追記	普通種の減少要因に言及すべきではないか。	ご指摘の点は32頁の2～5行目で言及しておりますことから、当該箇所は原案のままさせていただきます。
53	1	34	21	「野生鳥獣や外来種による被害の深刻化等」を「野生鳥獣による農林業被害や外来種による生態系破壊の深刻化等」とする。	異質な要素が一括りになっており違和感を覚える。	野生鳥獣による生態系被害、外来種による農林水産業被害も課題となっていますので、ご意見を踏まえ、「被害」の明確化のために34頁22行目以降を以下のとおり修正します。 「野生鳥獣や外来種による生態系や農林水産業に係る被害の深刻化等」
54	1	71	5	「都市計画における緑地・水辺や生物多様性の位置づけをしっかりとした上で」を追記する。	近年、都市内緑地の減少が目立つ。都市機能の一つとして緑地・水辺（場合によっては農地）は重要であるにも関わらず、都市計画の中での位置付けは不十分である。民地を含めた緑地・水辺の都市計画の中での位置づけを国として議論されたい。	ご意見を踏まえ、71頁7行目以降を以下のとおり修正しました。なお、緑の基本計画は、都市計画制度に基づく施策と、都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑とオープンスペースに関する総合的な計画であり、法令上、都市計画に定める市区町村マスタープランに適合することとされています。 「～一体的な取組を進めていくことが効果的である。そのため、都市における総合的な緑に関するマスタープランとして市区町村が策定する緑の基本計画や、生物多様性地域戦略等を連携させることなどにより、～」
55	1	75	6~7	「国内における総合的な対策を進めるとともに」を追記する。	海洋プラスチック問題は、発生抑制、流出抑制、流出してしまっ たものの対策まで、総合的な対策が不可欠である。わが国として世界に範たる取組を展開することを国際協力と並行して進めるべきではないか。	ご意見を踏まえ、75頁6行目以降を以下のとおり修正しました。 「また、世界的に深刻な問題となっている海洋プラスチックの対策を効果的に進めるためには、国内における総合的な対策を進めるとともに、地球規模で状況を捉え、関係諸国と協力して取組を進めることが非常に重要です。」
56	1	95	17	「地方公共団体、市民団体、経済界、農林水産業関係者、教育界等、多様な主体との一層の連携強化が課題である」旨を追記すべきである。	ポスト2020生物多様性枠組みや、2020年8月にスコットランド政府が中心になって発せられた「ポスト2020生物多様性枠組みにおけるサブナショナル宣言、都市及び地方自治体のためのエンバラ宣言」の記述を踏まえて。	ご意見を踏まえ、14頁22行目以降を以下のとおり追記しました。 「加えて、地方公共団体、市民団体など、多様な主体との連携強化を図ることも重要です。」
57	1	14	16	ボランティア人口の減少が生じることに言及するとともに、従来のようなボランティア・市民活動に頼るだけでなく、企業や公的施設の指定管理者など多様な主体を保全・調査活動の主体とすることができるような施策を展開していく必要があることを明記すべきである。	これまで日本では市民による様々な自然保護活動が国内の施策の推進力となっていたが、1990年代から生じている生産人口の減少と、それに続く退職者人口の減少により、担い手の高齢化や市民団体の解散・団体数の減少が生じている。この10年間進められてきた市民主体の施策が困難となるのが予測されるため、企業や、公園・公有緑地・動植物旅館・青少年施設等の指定管理者など、民間の多様な主体を担い手として行ける政策パッケージを実施していくことが重要である。	ご指摘いただいたボランティアを含めた多様な主体との協働による自然環境保全に向けた施策展開の必要性については、その重要性を認識しております。例えば、『いきものログ』を活用した市民参加型調査においても、企業なども含む多様な主体に協力いただけており、引き続き、多様な主体の参加を図っていくことが必要と考えています。また、企業の従業員などによる保全・調査活動についても、引き続き施策に反映させていきたいと考えております。
58	1	14	16	生物多様性地域連携促進法の推進について、例えば「特に各地での多様な主体の連携活動を促進していくためには、法に基づく活動への財政支援の充実を図るとともに、各自治体のSDGs施策として実行できるようにするなど新たな政策誘導を図っていくことが必要です。」と追記すべきである。	各自治体や産業界でのSDGs施策が盛り上がり、多様な分野・主体、事業目的をもったうえで生物多様性保全活動「も」実施できる生物多様性地域連携促進法は極めて有効な施策となりうる。一方で、財政支援が断ち切られたこともあり、新規に策定される計画は激減した。結果的に生物多様性保全につながる様々な連携活動を当該法で実施できるよう、政策的な位置づけを見直すとともに、財政支援を復活・強化させていくべきである。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、保全活動に関する財政支援に関しては、引き続き生物多様性保全推進支援事業による支援に努めてまいります。
59	1	14	21	地域の保全活動の活力を増やすためには「地域の核となる人材を派遣すること等により」という記述を、「地域の核となる人材を育成・派遣すること等により」と修正すべきである。	地域おこし協力隊をイメージしたものと思われるが、地域の保全活動の活力を増やすためには派遣された人の刺激だけではなく、地域に根ざした人材の育成が重要であるため。	ご意見を踏まえ、14頁21行目以降を以下のとおり修正しました。 「地域の核となる人材を育成・派遣すること等により」
60	1	14	37	「策定数は今後も着実に増加する見込み」を、「約1700の市町村での策定数を次の10年間で飛躍的に増加させていくためのさらなる政策強化が望まれます」と記載を変更すべきである。	地域戦略は各自治体の保全施策の最も基本的な計画であり、2008年の基本法により策定が努力義務となっているにもかかわらず、基礎自治体での策定はほとんど進んでいない。現状のスピードでは今後10年も何ら改善は見込めない。例えば地域創生や国土強靱化・気候変動適応など他分野の計画策定の補助金支出の際に地域戦略の有無が加算対象になるなど、策定数を増やすための何らかの斬新な政策強化が必要であるため。	ご意見については、現行の国家戦略の計画期間以降の提案であるため、原案のとおりといたします。なお、ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
61	1	15	33	「引き続き地方公共団体に対する支援を行っていく必要がある」と、「従来の地方公共団体への支援策だけでなく、策定の意義・メリットをより大きく得られるような新たな政策誘導を行うことで、策定数を飛躍的に向上させる必要がある」に変更すべきである。	地域戦略は各自治体の保全施策の最も基本的な計画であり、2008年の基本法により策定が努力義務となっているにもかかわらず、基礎自治体での策定はほとんど進んでいない。現状のスピードでは今後10年も何ら改善は見込めない。例えば地域創生や国土強靱化・気候変動適応など他分野の計画策定の補助金支出の際に地域戦略の有無が加算対象になるなど、策定数を増やすための何らかの斬新な政策強化が必要であるため。	ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
62	1	17	25	環境省が設置に関わった全国自然観察の森および、ふるさといきものふれあいの整備事業によって設定された施設についても、その環境教育活動の実績を可能な限り加筆すべきである。	いずれの施設も管理運営団体の努力により質の高い環境教育の場となっており、また教材ともなりうる良好な自然環境が長期保全されているため。	「自然観察の森」や「ふるさといきものふれあいの里」の整備事業はいずれも「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定前に終了しており、その後の管理は地方公共団体等に委ねられています。よってこれらの施設等における活動は一般的な自然ふれあい活動の中に含まれるものであり、特段区別して記載する必要はないと考えられますので原案のままとしていただきます。
63	1	17	25	環境教育等促進法に基づく認定事業についても、実施状況や成果を十分明瞭すること。たとえばNACS-3自然観察指導員養成事業では、全国約8,000人の指導員により年間のべ100万人以上に自然観察の機会を提供できている。	本項目に直結する施策であり、定量的な評価もしやすいため。	ご意見を踏まえ、17頁25行目以降に以下のとおり追記します。 「また、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度（令和元年度末時点で49事業を登録）、環境教育等支援団体の指定制度（令和元年度末時点で5団体を指定）、体験の機会の場の認定制度（令和元年度末時点で18か所を認定）の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努めました。」
64	1	18	27	過去10年に様々な主体によりこれほどの環境教育活動が行われているにも関わらず、子どもの自然体験機会の減少傾向は十分改善されていないこと、その世代が親世代となりつつあること、また経済格差・教育格差が自然体験格差も生じていることなどを明記するとともに、環境教育活動を戦略的に進めることが中長期的に最重要課題の一つであることを明記すべきである。また、ポロンティア人口の減少も鑑み、様々な民間団体の、OECW/PPAを含む保護地域での、自然保護教育活動を促進することが必要であることも言及すべきである。	自然体験の減少と世帯間格差については、国立青少年教育振興機構の各種報告書に掲載されている。ポロンティア人口が減少する一方で、人々が自然と触れ合うために集まり、常勤職員が駐在する公有緑地は自然保護教育の拠点として潜在的な可能性が高い。国環研およびNACS-Jの調査では、全国の青少年施設および動物園の3割、都市公園の5割で、環境教育が行われておらず、改善の余地が高いことも明らかとなっている。	「次期生物多様性国家戦略への課題」において「体験学習や自然とのふれあい等を通じて、生物多様性の重要性を認識し、それを守るための具体的な行動を分かりやすく伝えていく取組が求められている」と記載されており、環境教育・環境学習及び体験学習を一層充実させることが重要であるとの認識は、いただいたご意見と共通であると思われるため、原案のままとしていただきます。
65	1	32	23	今回設定された評価指標ではないものの、里地里山の生物多様性の危機的状況、特にチョウや鳥などの普通種においても絶滅危惧種相当に個体数の全国的減少がみられる種が多いことについて、モニタリングサイト1000調査の結果を十分に引用すべきである。	行動目標のみでは施策の効果を十分に検証できないため、成果目標、特に生物多様性の状態を表すStatusに関する成果目標として基礎調査の結果を反映すべきであるため。	ご提案いただいたモニタリングサイト1000調査の結果は基礎資料として重要なものと認識しております。ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
66	1	34	25	「里地里山の資源を持続的に活用し、健全な二次的自然環境を維持することが必要」と記載されているが、どのような里山の自然を活用するかが肝要であり、具体的に明記すべきである。	自立分散型社会の形成と里地里山の資源の活用を結びつけるためには、木質バイオマスエネルギー利用や産物・肥料の地域消費などが考えられるが、それらがイメージできる説明が必要であるため。	ここでは大きな課題の認識を記載していることから、原案のままとしていただきます。
67	1	38	18	「各感染症に臨機応変に対応することが必要」と記載があるが、「各感染症に関係省庁および機関と連携して迅速に対応することが必要」と改めるべきである。	鳥インフルエンザや豚熱など、畜産業や自治体には深刻な問題であり、今後未知なる感染症が増えるだろう状況に対して「臨機応変」という表現は不適切であるため。	ご意見を踏まえ、38頁18行目以降を以下のとおり修正いたします。 「各感染症に関係省庁および機関が連携して迅速かつ適切に対応できるようにすることが必要」
68	1	72	15	環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（重要海域）についても記載し、各種施策への活用とその効果について検証すべきである。	重要海域に指定された海域がどのように保全されているのか道筋が見えず、具体的に保全につながる施策が必要であるため。	ご意見を踏まえ、72頁21行目以降に以下のとおり追記します。 「さらに、生態学的及び生物学的観点から、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度の高い海域を、科学的かつ客観的に明らかにし、保全施策の基礎資料とすることを目的として、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出し、平成28年4月に公表しました。」
69	1	73	20	「砂浜の保全・再生」としてあげられている施策が浸透・砂浜の保全を再活用や漂着ゴミ対策では不十分であり、砂浜の保全を再活用と連携して早急に進めるべきである。	浸透土砂や堆積土砂の再利用や漂着ゴミ対策は砂浜の本質的な保全とは言えない。砂浜も脆弱な環境で、護岸整備や気候変動の影響を大きく受けるなど、各地で砂浜海岸が減少しているため。	浸透土砂や堆積土砂の活用のみで海岸侵食対策を実施しているわけはありません。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
70	1	74	16	海洋プラスチック問題については出されたゴミに対する対応も必要であるが、根本的にプラスチックが出ないようにすべきである。関係省庁と協力し排出抑制を進めることが必須である。	海洋プラスチック問題の根本について触れられていないため。	No50の回答どおり。
71	1	85	20	ラムサール条約潜在候補地の状況についても記載すべきである。また登録地に関してラムサール情報報（RIS）が作られているケースが少ないため、保全につながっていない点が問題である。	ラムサール条約潜在候補地がどのように登録されるのか道筋が見えないため。	ラムサール条約湿地の登録は、ラムサール条約湿地潜在候補地リストなどを参考に進めているため、85頁23行目以降を以下のとおり修正いたしました。 「ラムサール条約湿地潜在候補地リストなどを参考に、引き続き、地域の理解と協力を前提とした新規登録及び拡張の可能性のある湿地の域出し作業を行っています。」 なお、登録に際してラムサール情報報（RIS）の作成が必要であるため、すべての条約湿地についてRISが作成されています。
72	1	90	21	「科学的基盤の強化と、政策への結びつきはまだ十分ではない」と評価を修正すべきである。	国家戦略の評価指標が行動目標中心ではなく、生物多様性の状態を表す指標となり、それがモニ1000等で調査され、さらにその変化傾向の分析に基づいた「順応的管理」やPDAサイクルの枠組みがそろって初めて十分な結びつきとなるため。	本評価については、2頁の評価方法に記載しているとおり、関連指標群の推移、数値目標の達成状況等を基準に行ったものであり、当該基準を踏まえた評価としては妥当と考えていることから、原案のとおりいたします。
73	1	94	9~11 18~19	COP 11の世界分類学イニシアティブ能力向上戦略に関する決議（X/19）について引用するとともに、国内においては分類学の能力向上施策が十分実施できていないこと、今後の課題として国内施策の充実も重要であることを明記すべきである。	適切な生物多様性モニタリングと、そのキャパシティビルディングとしての世界分類学イニシアティブ（GT1）の推進は両輪である。今のところ日本ではモニタリングサイト1000調査をはじめとしてポロンティアによる市民科学が担うところが大きい。ポロンティア人口の減少や高齢化等により、今後の担い手を育成する上で今後は国内での能力開発プログラムの体系的な実施も重要であるため。	ご意見を踏まえ、ご指摘の決議について引用しつつ、94頁11行目以下のとおり追記します。 「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を推進しました。ESABIIの推進は、生物多様性条約 COP11で採択された世界分類学イニシアティブ（GT1）能力向上戦略に関する決議（X/19）の東・東南アジア地域における履行にも貢献しています。」 また、国内施策の充実に関するご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
74	1	43	13	南西諸島のジュゴン個体群は個体数が極端に少ないため、早急に保全計画を立てることが重要である。A Research Plan for the Japanese Dugong Sub-Population(IUCN)で提案されている調査計画のすべてを実行すべきである。	2019年12月にIUCNにより南西諸島のジュゴンの個体群についてCritically Endangeredという評価がなされた。それを受けてモニタリングや漁業者との取り組みを行っていることは高く評価しているが、漁業者以外の市民にも広く知らせ、目撃情報等を収集する必要がある。	我が国に生息するジュゴンは生息数が極めて少なくなっていることを踏まえ、IUCNからの調査提案も参考に、引き続き、関係機関と連携しつつ、ジュゴンの生息状況の把握と混獲対策等の保護対策の実施に努めていきます。
75	2	150 152	10 11	「日本の拠出金による能力開発プログラム BIFA:Biodiversity Information Fund for Asia」については、アジアにおける基盤情報整備に貢献しているなど、特筆すべき活動であることから、ぜひ記述願いたい。		ご意見を踏まえ、152頁13行目以降に以下のとおり追記します。 「GBIFのアジアでの活動に資するためのアジア基金（Biodiversity Information Fund for Asia）を設立し、同地域での生物多様性情報に係るデータ動員や能力養成を支援しました。」
76	2	104	5~8	地方自治体の生物多様性の取組状況が記述してある生物多様性指標や実践・活用ガイドによってどの程度効果があったのか記述を加えるべきである。	「生物多様性保全の取組を一層推進した」と記述されているがどの程度なのか不明。	ご意見を踏まえ、104頁6行目以降を以下のとおり修正しました。 「～「生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド」を策定し、その普及を図ることにより、都市における生物多様性保全の取組を一層推進しました。これらの取組の成果として、緑の基本計画については、平成30年度までに686市町村が策定済み（参考：平成24年3月時点から36市町村の増加）となっており、全体のうち約5割にあたる358自治体が生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画を策定しています。」
77	2	107		前記した「該当箇所：21頁、1~38行」および「3頁、3行および5頁の関連図」同様（No12 No22参照）	認証制度による中身、配慮によって生物多様性がどのように変わったのか、改善されたのかの記述がない。認証内容が異なるものを同じ分類群としてグラフなどで評価すべきではない。認証内容の深さも含めて適切な評価をすべきである。	No12 No22の回答どおり。
78	2	108		①27行 主要行動目標 B-1 1-1 に対応する文章	単に面積評価だけで片づけてはいけない。	当該目標の「自然生息地の損失速度、劣化・分断を把握するための手法」として森林面積、湖沼面積、浅海域の埋め立て面積、自然海岸延長を把握することとしましたが、「シカによる植生・生物多様性の劣化の把握」はその手法として採用しておりませんでした。 ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
79	2	109	19 主要行動目標B-1-2に対応する文章	自然生息地劣化において、シカ問題が非常に大きな課題であるにもかかわらず、その記述が見当たらない。ということは何もしてこなかったと受け取れる。それであれば、できなかった理由を記載するべきである。	この課題は無視できるようなものではない。	ニホンジカ等による鳥獣被害防止対策についてはB-1-3に記述しております。ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
80	2	110	12 主要行動目標B-1-3に対応する文章	次期国家戦略では、生物多様性における鳥獣の位置づけをすっきりたうえて、棲み分けによって保全を成立させたいという方針を明確にする。そのためには捕獲にとどまらない各種土地利用分野との横断連携策によって対処することを、国家戦略に書きこむ必要がある。	鳥獣法が捕獲を主要テーマにした法律であることは理解できる。しかし、捕獲だけでは野生動物の問題を抑制できるものではない。このことはすでに分布拡大の現場の状況が示している。	ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
81	2	111	11 主要行動目標B-1-4に対応する文章	農林施策のうち、伐採跡地や牧草地などで、意図せざるシカの餌場が生み出されていることの現状を客観的に評価して、次期国家戦略課題に書き込む必要がある。また、森林林業の現場では、いまだに生産林の育成に限定する意思が働いており、森林の生物多様性保全の責務について周知徹底を図る必要がある。また、市町村が作成する被害防止計画は、捕獲が主たるものとなっている現状を修正して、野生動物の侵入を阻止するための、農地環境の整備や柵の設置に重きをかけた計画へと転換すべく誘導する必要がある。そのための指導研修を強化する。		鳥獣被害対策としては、捕獲活動に加えて、緩衝帯の整備等の生息環境管理や侵入防止柵の設置を一体的に行うことが重要であると認識しております。そのため、【2-2鳥獣と共存した地域づくりの推進】に記載のとおり、国として、市町村が中心となって行うこれらの対策を総合的に支援しております。また、これらの対策を行えるよう、地域で行う研修会の開催等についても支援しています。さらに、【2-3生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】に記載のとおり、持続可能な農林水産業の維持・発展に向けて、生物多様性の保全をより重視した視点を取り入れた農林水産業を進めております。ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
82	2	130 131 4 20 132 19 29	17 20 132	新たな海洋保護区の設定が進んだのは評価できるが、生物多様性の観点から重要な高い海域「重要海域」は、まだ多い。今後、積極的に保護区の設定を進めるべきである。	認知目標の達成が目的ではなく、保護上重要な海域を指定して行くことが肝要である。	今後も「生物多様性の観点から重要な高い海域」等の基礎資料を踏まえつつ、社会的・経済的事情等を勘案して、海洋生態系の保全や管理のための施策を進めてまいります。
83	2	132	9 主要行動目標C-1-3	生態系ネットワークの記述に、野生動物の害性リスクの侵入、外来生物の侵入に寄与することのないような、配置、構造の配慮を要する旨を、書き込む必要がある。	事態の深刻さ、緊急性に対する配慮が欠けている。	ご意見については、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
84	2	135 1 137	14	絶滅危惧種の関連でオガサワラカラワヒワが小笠原の固有種となること明らかに、最近の知見では、個体数100羽のレベルまで減少している。可及的速やかに、緊急指定種にする共に保全策を講じるべきである。	オガサワラカラワヒワ-絶滅阻止限界点への挑戦-(https://ogasawara-kawaraiwa.jimdofree.com/)	オガサワラカラワヒワについては、ご指摘のとおり個体数の減少が報告されていることから、関係機関と専門家とも連携しつつ、できるだけ早期に対策を進めていきます。なお、本種は平成5年に種の保存法に基づく国内希少野生動物種に指定されています。
85	2	136	22 主要行動目標C-2-2or4	レッドリストに記載のある四国のツキノワグマ個体群は、地理的閉鎖性から危機的状況が高まっている。積極的な保全の必要に関する記載がない。	事態の深刻さ、緊急性に対する配慮が欠けている。	ツキノワグマは、国内希少野生動物種に指定等はないため、ここでは記載していませんが、ツキノワグマ四国個体群の保全に係る広域協議会を平成29年1月に立ち上げ、関係機関とともに地域個体群の保護を図っています。
86	2	141 31 151 19	31	「生物多様性保全上重要な里地里山」については、里地里山里山保全法（仮称）のような制度を作り保全活動を推進して行くべきである。	絶滅の恐れのある種が多く生育する里地里山の保全を進めるための制度化が必要と考える。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、保全活動の推進に関しては、里山未来拠点形成支援事業（令和3年度新規事業）により財政的な支援に努めてまいります。
87	2	152	30	プラスチック問題は、全世界に及んでおり海洋生態系にも深刻な影響を及ぼしている。プラスチックの法的規制に向けて早急に検討すべきである。	「地球をめぐる不都合な物質へ拡散する化学物質がもたらすもの」日本環境化学会編著、(株)講談社＝ブルーバックスB-2097	海洋プラスチックごみを含む海洋ごみについては、海洋漂着物処理推進法等の法令に基づき対策を講じています。
88	2	103	12~16	取り組みの実施もしくは広めた結果、どのくらい認知が広がったのかを教えてください。	普及啓発は一方通行に実施しただけではその成果や影響力が可視化できず、効果が不明確であるため、指標を設定し、評価しなければ本当に広まったとは言いがたいと考えられるため。	直接的な因果関係の把握は困難と考えますが、ご意見については、次期生物多様性国家戦略での評価方法の参考とさせていただきます。
89	2	104	11	「各種団体」についてもう少し詳細に属性を記載した方がよいのではないかと。	他の部分に比べ、主体の表現の仕方が抽象的であるため。	ご意見を踏まえ、104頁11行目を以下のとおり修正しました。 NGO、民間企業、地方自治体等、各種団体により環境教育のリーダー人材の育成が行われています。
90	2	124	5~25	生態系被害防止外来種リストのさらなる有効活用を期待する。	生態系被害防止外来種リスト策定による結果として、“特定外来生物の指定種類数、及び防除の確認・認定件数とともに増加”は重要なことであると思うが、このリストにはより有効な活用方法があると思う。具体案を提示することはできないが、これ以上外来種をまとめているリストは国内に存在しないため、さらなる有効活用を熱望する。	引き続き、本リストを用いた普及啓発に取り組みます。
91	2	124	5~25	生態系被害防止外来種リストの定期的な改定のために、改定する頻度を明確に設定する必要がある。	生態系被害防止外来種リストは平成27年に策定されているが、このリストは定期的な改定が重要であるので、大変だとは思いますが、何年に一度見直しを行う必要がある。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
92	2	72	15	環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要な高い海域」（重要海域）に関し、保全への道筋が見えない。効果について検証すべきである。	重要海域に指定された海域がどのように保全されているのか、具体的な保全につなげる施策が必要であるため。	「生物多様性の観点から重要な高い海域」については、海洋保護区の設定などの保全施策の基礎資料として活用することとしております。
93	2	130	(1) 国別目標C-1	沿岸及び海域の10%の海洋保護区が目標達成できたとする認識は誤りで、目標は達成できていない。真の意味で達成できるよう努力すべきである。	2011年に示された沿岸域の海洋保護区8.3%については日本自然保護協会が指摘しているように真の意味で生物多様性保全に貢献している面積は0.003%以下と低い。また沖合の海洋保護区についても、海の生物にとって重要な役割を果たす海面が含まれていない。	自然環境保全法に基づく沖合海底自然環境保全地域を含め、生態系サービスの持続可能な利用や生物多様性の保全管理に資する法的な規制を有する地域を海洋保護区としたところ、その合計面積が我が国が管轄権を有する水域の10%を超えたため目標達成したと評価しています。今後も海洋生態系の保全や管理のための施策を進めてまいります。
94	2	124	(4) 国別目標B-4 国別目標の達成の評価	「目標を達成した」となっているが、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」に訂正する必要がある。	確かに、マングース対策は上手くいっていると思うが、ヒアリは、青海ふ頭、名古屋港などで、定着に近い状態で確認されている。ツマアカスズメバチ、クブアカツカキミキ、アルゼンチンアリなど、国内で続々と生息範囲を広げている種は多くみられる。マングースを環境省が多く予算をつぎ込んでいて、他の種は、環境省の地方環境事務所も積極的な防除に加わっていない。	原案のとおり、平成29年6月にヒアリが国内で初めて確認され、その後も侵入が続いていますが、水際対策に取り組んで定着を防止しており、未定着種も維持されています。また、マングース以外の外来生物についても、優先度に応じて国連事務による防除を実施するほか、生物多様性保全推進支援事業等による地方公共団体等の支援や、環境研究総合推進費による防除技術の開発等を通じて、防除の推進に取り組んでおります。 このため、原案のままさせていただきます。
95	2	125	24	アライグマはマニュアルを作ったというが、アルゼンチンアリについても記載すべき。神戸のアルゼンチンアリは、対策がすすんでいないと聞く。マングースを1つ上手くしているということで、全体の目標を達成したとは、あまりに誇張しすぎと思う。ブラックバス、ブルーギル、オオクチケギキ、セアカゴケグモなどの記載を追加すべき。国立環境研究所の五箇室裏に確認のうえ、「目標を達成した」と胸を張って言えるなら、それでもよいと思う。ヒアリは、制御できているは言い難い。優先度の高い種とは、マングースのみか甚だ疑問。マングース以外にも地方環境事務所が駆除に対して積極的な支援・助言をすべきと考える。		国別目標の達成状況については、各主要行動目標に係る取組状況及び関連指標の動向を踏まえて評価しています。 ご意見をいただいた箇所では、代表的な種について記載したのですが、ご意見を踏まえ、125頁24行目以下のとおり追記しました。 「アライグマ、オオクチケバス、アルゼンチンアリなど生息域が広域に拡大した外来生物については、防除手法などの検討やマニュアル作成を行ったほか、」 その他のご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
96	2	112	10~11	累積新規認定件数を指標としているが、累積の登録数が増えていることをもって進捗が認められるとすとは言い難く、登録数の増減で評価すべきである。	どちらの認証も継続申請を行わなくてはならないものであり、新規登録数とともに継続申請を行っていることも重要である。そのような点でも実際の登録数を持って評価をすべきである。	MEIの認証件数(国A-1-①)は当該年度の認証実績を示したものであり、新規取得数に加え、継続審査を実施した件数も含んでおります。また、エコファーマー累積新規認定件数(B-2-②)については、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画は5年が期限とされているため、生物多様性保全に資する農業生産方式に取り組んでいる者であっても同期間経過後は自動的に認定者でなくなります(ただし当該者が、新たに別の技術導入に取り組む場合には新たに認定を受けることができる)。即ち、認定者数は、現に当該農業生産方式に取り組む人数を必ずしも反映しない仕組みとなっております。このため、持続性の高い農業生産方式の導入に取り組んできた者及び新たに取り組む者の累積人数がより実態を反映したものであることから、現行の指標としたものです。
97	2	137	戦略目標C関連	オガサワラジミの飼育個体絶滅について触れるべきである。	野生絶滅の可能性が高い上に、飼育個体も絶滅したという点では非常に重要であるため。	ご指摘を踏まえ、オガサワラジミに関する取組と、飼育下個体群の繁殖絶滅について137頁17行目以降に以下のとおり追記します。 「小笠原諸島の固有種であるオガサワラジミについては、平成21年に保護増殖事業計画を策定し、関係機関と連携しながら保全対策を実施してきました。域外保全については、平成29年に多摩動物公園において1年以上の継続した累代飼育に初めて成功し、その後、危険分散などを目的に、令和2年10月には新宿御苑で飼育下繁殖を開始しました。しかし、2020年8月下旬に飼育下の全ての個体が死亡し、繁殖が途絶えました。繁殖途絶に至った原因は不明ですが、遺伝子の近交弱勢が生じたことが繁殖途絶に至った要因の一つとして指摘されています。一方、野生下では、平成30年6月を最後に、現在唯一の生息地とされている母島においても個体が確認されていない状況が続いており、引き続き、野外での生息状況調査と、飼育下個体群の繁殖途絶の要因の解明を実施していきます。」
98	2	130	(1) 国別目標C-1	沿岸及び海域の10%の海洋保護区が目標達成できたとする認識は誤りであり、目標が達成できたとは言えない。真の意味で達成できるよう努力すべきである。	2011年に示された沿岸域の海洋保護区8.3%については、当該指標のように真の意味で生物多様性保全に貢献している面積は0.003%程度と低い。また沖合の海洋保護区についても、海の生物にとって重要な役割を果たす海面が含まれていない。	自然環境保全法に基づく沖合海底自然環境保全地域を含め、生態系サービスの持続可能な利用や生物多様性の保全管理に資する法的な規制を有する地域を海洋保護区としたところ、その合計面積が我が国が管轄権を有する水域の10%を越えたため目標達成したと評価しています。今後も海洋生態系の保全や管理のための施策を進めてまいります。
99	2	142	3. 戦略目標D関連	ユネスコエコパークの保護担保措置は、国立公園に限定することなく、国立公園・国立公園および森林生態系保護地域とすべきである。	新規に登録されたBRのうち、南アルプス、みなかみと甲武信以外の3地域は国立公園がBRエリア内に存在しない。核心地域の担保は国立公園および森林生態系保護地域であるため。	ご指摘のとおりユネスコエコパークの保護担保措置としては、国立公園および森林生態系保護地域等も含まれますので、142頁27行目以下のとおり追記します。 「ユネスコエコパークの保護担保措置となる国立公園等の適切な保護管理を通じて、核心地域を中心に生物多様性の保全を図りました。」
100	3	施策番号516	評価が「a+ 既に達成済み」となっているが、取り組みが不十分で、警察、税関等への野生生物犯罪に関する研修などによる法執行の強化、国際連携の強化が必要である。	・国際希少野生動物種に関する検挙件数は9件(2019年)のうち、7件はインターネットオークションで違法な出品があるとのご報告によるもので、積極的に摘発したとは言えない。 ・野生生物の密輸摘発に関する国際的な比較によると日本の評価は低いにも関わらず、点検結果の「a+ 既に達成済み」の評価は高すぎる。	希少な野生生物の取引管理は違法取引対策に関しては、関係省庁、関連機関と連携、協力した行政指導等の実施、より効果的な国内流通管理を実施するため、2度の法改正を行い、法令を周知・執行していることから、既に達成済み(施策が戦略期間内に想定する目標を達成した)がさらなる状況の改善や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合)としています。違法取引対策は手口の巧妙化、状況の変化等に合わせ継続して行っていく必要があるものであり、違法行為の防止のため、引き続き対策の強化に努めてまいります。	
101	3	施策番号2	生物多様性地域戦略の策定が現在44都道府県であり、残り3県の策定を推進すべきである。	生物多様性の主流化の為に全ての都道府県で策定を完了すべきと考える。	未策定の自治体に対しては策定に努めるよう「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の技術的支援の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施などの支援してまいります。	
102	3	施策番号80	海洋保護区の件、同意見、第一部、第二部(No34 No82参照)		No34 No82の回答どおり。	
103	3	施策番号246	生産緑地制度の運用について、現在、早い速度で生産緑地が宅地化されており、早急に生産緑地の生物多様性の価値評価を行うべきである。	東久留米市では、生産緑地の変化を地域戦略で明記している。 https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/keikaku/1011083.html	ご意見のとおり、生物多様性を含め都市農地が有する多様な価値の評価は重要なものと認識しています。国としても引き続き生産緑地制度の適切な運用を図ってまいります。	
104	3	施策番号680	油污染事故が、この10年間で日本近海や世界で度々起こっているが、第一部にも第二部にも記述がない。現状と対策、取組について記述すべきである。	油污染事故に関して研修を行う程度しか記述がない。海洋汚染は、一つの大きな問題である。	ご意見を踏まえ、第1部の74頁15行目以降に以下のとおり追記しました。 「このほか、環境保全の観点から油污染事件に的確に対応するため、「排油等防除計画」の見直しを実施したほか、緊急措置の手引書の備付けの義務付け並びに沿岸海域環境保全情報の整備、脆弱沿岸海域の公表、関係地方公共団体等に対する船舶事故の救護及び事件発生時対応の在り方に対する研修・訓練を実施しました。」	
105	3	施策番号691	ボン条約の記述が第三部のこの部分にのみ記述されているが、第一部、第二部にもボン条約の記述をすべきである。ボン条約は、生物多様性を保全する上においても国際的に重要な条約であり、第三部の一部に書き記すレベルではない。早急に同条約の批准に向けて、検討すべきである。	国会でも明確に質疑されている。衆議院環境委員会会議録第二号、平成28年3月8日	国際的取組の推進に関連する事項として第三部に記載しているもので、原案のままとさせていただきます。	
106	3	施策番号59, 670	登録に対する地元自治体などへの支援の拡充など、ラムサール条約への湿地登録へ努力されたい。	目標に対する達成率60%は低い。平成22年度に選定された潜在登録候補地リストに掲載された172か所に対して、52か所は30%に過ぎない。全体では半数以上の100か所の登録は必要。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
107	3	施策番号695	活動は評価できる。今後も充実した交流会の開催を望む。	生息地の保全や普及教育のといった管理向上には、管理者である自治体や協力NGOなど、個々の生息地間の情報・技術交換や、専門家からの助言・指導体制に対して、国による支援が不可欠である。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
108	3	施策番号59, 670	RISの更新のための資金と努力、自治体・NGOとの協力体制を構築すべきである。また、個々の条約湿地のRIS内容および更新状況を日本語で発信するべきである。	RISは条約湿地の保全・管理上の基本情報である。戦略においてもすべての条約湿地のRISの更新を目指すとしていたにも関わらず、更新できたのはわずか4か所である。これは、更新のための資金・労力ともに不足していることが大きいと考えられる。また、各条約湿地の現況を熟知している湿地で活動している地元NGOらと管理者の自治体との情報交換の体制を整える必要がある。そのためにも、条約事務局から発信している英語のみではなく、RIS内容と更新状況を日本語で国内へ発信する必要がある。	更新が必要なRISについて、順次更新の作業を行っているところです。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
109	3	施策番号59, 670	重要湿地リストの更新と掲載湿地の保全状況の検証を進め、条約湿地登録促進を進められたい。	平成22年のラムサール条約登録潜在候補地リスト選定以降、平成26年度に重要湿地リストの選定を行った。このリストでは、ラムサール条約登録基準を満たしている湿地以外にも、国内で重要とされる湿地が多く含まれる。これらの湿地の保全管理状況を検証するとともに、追加すべき湿地の検討を行い、登録の推進と湿地保全の促進への基礎資料として活用すべきである。	必要に応じて重要湿地の情報更新等を行うほか、ラムサール条約湿地の基準を満たし、登録が地域による保全等に資すると考えられる湿地については、引き続き、新規登録に向けた地域の調整等を進めます。	

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
110	3			ラムサール条約で求められている国家湿地政策としての生物多様性国家戦略がどのように機能しているか検証された。	ラムサール条約では、登録された湿地だけではなく、締約国における湿地全体の保全と、そのための国家湿地政策の策定が求められている。日本においては、ラムサール条約の個別報告書で生物多様性国家戦略が国家湿地政策も含むとされている。しかし、国内では湿地保全に関する施策が分散されて記載され、湿地保全政策の全体がわかりづらい。条約湿地の保全だけでなく、国内の湿地保全政策としての検証が必要である。	「生物多様性国家戦略2012-2020」はわが国における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画で、湿地を含む生態系の保全に関する施策全体に機能しているものと考えます。ご意見を踏まえ、引き続き効果的な施策の実施に努めます。
111	3			湿地の保全活用計画の策定状況および実施状況の検証を行うべきである。市町村連絡会議や国内連絡会議でも報告・検証を実施されたい。	ラムサール条約湿地では、湿地の保全活用計画の策定が求められている。我が国においては、国としての保護区設定となる鳥獣保護管理法や自然公園法に基づく保護区管理計画がこれにあたることとされているが、必ずしも法指定上の設置目的が一致しているとは限らない。個々の条約湿地における湿地活用計画の策定状況および実施状況の評価・検証が必要と考えられるが、ラムサール条約の運営上の基本的な会議の場である市町村連絡会議や国内連絡会のその場として最速と考える。	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、ラムサール条約湿地において策定が求められている計画については、ラムサール条約湿地を含む保護区の計画である鳥獣保護管理法及び自然公園法に基づく管理計画が該当すると考えておりますが、それに加えて関連の自治体などで策定されている利用活用等の管理方針については重要ものと認識しております。
112	3			自然公園（国立公園・国定公園）内のラムサール条約湿地の活用計画を公園管理計画内に位置づけ、自然公園管理と一体として実施すべき。	中池見湿地や南三陸町など自然公園内に存在し、登録の基準として自然公園の保護区指定となっている場合がある。湿地の保全管理や活用計画が自然公園の公園計画や利用計画でも明確に位置づけられ、公園管理者が保全管理や運営に対して責任を負うべきである。環境省は中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会において、自然公園の利用活性化について議論を進めている。湿地の保全と活用を目的とするラムサール条約湿地は、重要な役割を果たすと考えられる。	国立公園の管理運営計画は許認可の細部解釈や管理方針などを定めるものであり、必ずしも湿地の利活用に特化したものではありませんが、その作成又は変更をする場合、管理上重複する部分については同計画で定めることは可能で、関係自治体等との調整の上で作成しています。自然公園が保護担保となっているラムサール条約湿地においては、当該湿地の保全、利活用等の管理方針もふまえながら管理を行うことが重要と認識しています。
113	3			ラムサール条約湿地における外来生物対策は別途に記述し、実施状況は「進捗中」とすべきである。	中池見湿地や大山上池・下池でのアメリカザリガニ、宮島沼でのアズマヒキガエル、弘沼湿原のコハクチョウ、渡良瀬遊水地のセタカアワダチソウなど、ラムサール条約湿地における対処が必要な外来生物問題は、多数存在しているため、奄美大島でのマングース対策の「達成済」の記載に含めるべきではない。	具体的施策の項目立ては国家戦略に沿っていますので、原案のままさせていただきます。ご意見は、次期生物多様性国家戦略の検討の際の参考とさせていただきます。
114	3			成果は評価できる。今後も継続してほしい。	アジア地域での生物多様性保全は、渡り鳥や回遊性の海洋生物の保全が必要であり、国際協力は不可欠である。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
115	3			農業の使用基準値そのものを、EUなどの基準値と同等に引き下げるべき。	海外の研究論文などでは、昆虫などの生きものに対する被害が報告されている。国内でも同様の論文があるほか、特に子どもへの健康被害の報告もある。また、基準が合わないことにより、ヘルシーフードとして国際的に評価されている日本産の材料（農作物）の海外への輸出等も難しくなるだろう。	我が国においては、農業取締法に基づき、防除の効果がある薬剤とその使用方法に対して人の健康や環境に対して安全と認められた場合に登録し、使用できることとしており、使用方法に従って使用する限り、安全性に問題が生じることはないものと考えています。また、残留農薬基準は、各国で異なる場合がありますが、これは、我が国も含め、各国の農業登録において、農産物の栽培実態、害虫の種類などの特性を踏まえて、科学的根拠に基づく審査により、使用の可否、使用方法等を定めているためと認識しています。
116	3			ラムサール条約会議や生物多様性条約会議等での発表は行われているが、広く国内の農家、消費者、企業などに向けても発表し普及する。	ポスト2020目標種組み案やGB05などで重要なこととしてあげられている消費行動の転換、トランスフォーマティブチェンジを起こすために必要な基本的な情報である。	国内の農業者に対して、環境保全型農業支払交付金による支援により、生物多様性保全に効果の高い水田での営農活動（有機農業や冬期湛水管理等）を推進しているところで、本交付金の取組については、パンフレット等を通じて国内の農業者等へ周知しています。消費者や企業に向けた普及についても、今後検討してまいります。
117	3			取り組み自体はよいことなので、78地区での事業の成果を活かし、日本全国で達成できるよう、今後も取り組みをさらに広げていく。	生物多様性に配慮した農地が増大し、各地における生物多様性が向上することにつながる。	引き続き、事業の推進に努めてまいります。
118	3			ポスト2020目標等を踏まえて、10年前に作られた生きものマークは改訂が必要。専門用語ではなく、子どもでも理解できるような言葉を使用し、生物多様性に配慮した商品やサービスについての情報が手に入るような広報ツールを作成する。できればアニメ・漫画・絵本などの作家に協力依頼する。また、地域にあった発信・広報ツールをNGOや地域住民が作ることを支援する。	社会変革には子どもを含め、すべての人が理解でき、行動へといざなうようなツールと、地域の特徴的な生物多様性をテーマにしたツールが必要。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
119	3			体験活動の一つとして「生きものしらべ」を実施する。	特に水田においては、農家・地域住民・NGO・JA全農・研究者などが「生きものしらべ」を実施してきており、最近の調査では約6,000種以上の種が確認されている。「生きものしらべ」は生物多様性を体感することを通じて、保全の大切さを学ぶ基本的な活動であり、水田以外の農地などへも拡大して推進するのがよい。	「全国水生生物調査」を実施しているほか、水田やそれ以外の農地も含めた全国を対象に、インターネットを通じて生きもの情報を集める市民参加型調査「いきものログ」を運用しているところであり、今後もこうした活動の成果を参考として環境教育事業を推進してまいります。
120	3			ラムサール条約/CBDの水田決議の項目に沿って進捗状況を評価し、さらに進める。次期戦略に書き込み、決議の実施に向けて取り組みを推進する。	国際条約の締約国であり、同決議の提案国であることから、実施に努め、先進的な事例を報告することが期待されている。	ご意見については次期生物多様性国家戦略の策定の際の参考とさせていただきます。
121	3			調査の結果が十分に周知されているとは言えないので、引き続き周知に努める。	これらのデータは日本各地の多方面のプロジェクト等に活かされて初めて成果が上がり、国民的な理解を得たと言える。	引き続き取組結果の周知に努めてまいります。
122	3			生物多様性に関する取り組みメニューと予算額を増やし、日本各地で丁寧な普及活動を継続する。その目的で環境NGOとも連携していくことが必要である。	取り組み農家の増大が生物多様性保全型農業の普及、生物多様性の向上につながる。	生物多様性に関する取組メニューとしては、環境保全型農業直接支払交付金において、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、有機農業や冬期湛水等の生物多様性に効果の高い営農活動を支援しています。また、令和3年度予算は、前年度予算とほぼ同額の約25億円の概算決定とされており、引き続き予算の確保に努めてまいります。なお、環境NGOとの連携については必要に応じて検討してまいります。
123	3			長寿命化に基づく一律のU字溝整備を避け、研究者や環境NGOの意見を組み入れた生物多様性配慮型の工法を適用する。	田んぼの生物多様性向上10年プロジェクトへの報告事例では、従来の土水路の持つ生物多様性の豊かさがU字溝整備により損なわれるケースが多く報告されている。工夫することによりそれらの損失をカバーできるという事例報告も複数あり、それらを採用すれば改善できる。	多面的機能支払交付金において、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化の取組は、地域の実情に応じて活動組織が活動計画書を作成し、各市町村の確認の上で実施しており、一律の整備手法を定めてはいません。また、農村環境保全活動の中で生物多様性配慮型の工法を取り入れている地域もあるところ、今後とも生物多様性の保全に取り組んでまいります。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
124	3		施策番号259	「河川を上下流に分断した施設」（ダムや堰等）は、水の自然な流れを遮る構造物であり、その必要性、有効性と影響を吟味し、まず第一にその撤去可能性を政策として検討すべきであり、その次に本施策のようなダム・堰を前提とした「魚道を整備」する施策を検討すべきである。	2021年9月IUCNの世界自然保護会議において、すでに電子投票で採用された「水の自然な流れに関する動議」（動議019）が発表されること。同動議では、水の自然な流れを遮る人工構造物につき、構築前にはこれを制御するための予防原則に基づいた法制度の検討・改訂・実施を、また、構築された構造物については湿地復元のための除去・変更を求めている（ https://www.iucncongress2020.org/motion/019 ）。 また、ラムサール条約決議Ⅷ2（世界ダム委員会報告とラムサール条約との関係）は、適切である場合という限定付きではあるが、大型ダムにつき計画段階及び運用段階で、決議Ⅷ8（湿地管理へ地域社会・先住民の参加強化）、決議Ⅷ18（河川流域管理に湿地保全と賢明な利用組み込み）等を適用すること、締約国（日本含む）に強く求めている。 さらに、ラムサール条約決議Ⅸ19（湿地と河川流域管理：統合的な科学技術的アプローチ）では、河川流域管理（計画立案と実施の両方）において、人類に様々な恩恵をもたらす「湿地」の特長可能性を目標とし、河川流域での水利用と土地利用につきラムサール条約決議Ⅷ1（湿地の生態学的特徴を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン）の適用を求め、ダムなどについて『時には、こうした構造物の運用を調整しなければならない』と指摘している。 世界の現実の情勢としても、小規模なダム・堰が中心ではあるが、自然な流れを取り戻して河川の生態系を回復するため、ヨーロッパやアメリカ合衆国では、近時、多数のダムや堰の撤去が進んでいる。最後に2021年から2030年の10年間は、国連で生態系回復の10年と宣言され（ https://undocs.org/A/RES/73/284 ）、EUの自然再生計画（2030年までの主要な関与）でも「少なくとも25000kmの自然に流れる川が再生される」という項目も挙がっている。 https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:a3c806a6-9ab3-11ea-9d2d-01aa75ed71a1.0001.02/D0C_1&format=PDF 14頁B0X項目8 日本政府として、まずはダム・堰撤去にむけた施策の異質な検討を始めるべきである。	河川においては、ダムも含め、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全を図ることを目的に管理を行っております。引き続き、治水、利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるよう、適切に河川管理を行ってまいります。
125	3		施策番号261	平成23年改正のダムについての事前配慮手続き、事後的な報告手続きについて述べているが、具体的にこれらが適用されたダム事業について事前配慮手続きがあったため計画がどのように変更されたか、また、事後の報告がどのようになっているか、他のダム事業の計画や環境影響評価に活かされたか、が点検されなければおおよそ施策の点検は言えないのではないか、これらの点を、更に点検すべきであり、「すでに達成済み」との評価は疑問。	平成23年環境影響評価法の改正により、一定のダム事業について事前配慮手続きが求められるに至ったことは評価できる。ただ、事業実施段階でのアセスでは計画の修正が困難であること、反省から改正された制度であることを踏まえ、法の趣旨に沿った適用がされているかという点こそを具体的な事業に即して点検すべきである。また、供用後の調査結果（例えば希少植物の移植）などについて、環境保全措置等の結果の報告・公表が法定された点も評価できるが、この点は、そのダム事業についての撤去を含めた見直しのために利用すべきである（その後の他のダムの計画や環境影響評価に使用するだけでは足りない）。また、どのようにこの報告が生かされたかを、具体的な事業に即して点検すべきである。	対象となるダム事業の全てにおいて、事前の環境調査や環境影響評価等の取組が実施されていることから「すでに達成済み」としてあります。引き続き多様な生物の生態・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう努めてまいります。
126	3		施策番号262	管理不十分なため荒廃した流域斜面対策を地元と協働して行うことは、地域防災力向上や、生物多様性の点でも良い政策といえる。ただ、これは河川でのダム建設等による治水対策よりも即効性があり効果がある施策として位置付けるべきであり、施策の優先順位についてもそうであったか検討すべき。	令和2年7月球磨川水害の主要な原因として、シカの食害放散、山林の荒廃による土砂の流出を指摘する意見があり（その詳氏）、ラムサール・ネットワーク日本の有志も現地調査で確認している。河川川ダムの復活などよりもより緊急の課題である。	生活と一体となった管理が不十分になり荒廃した流域斜面の拡大に対しては、土砂災害及び流水災害の恐れが高まっていることから、地域と協働して、荒廃地域の復元や斜面からの土砂流出等を抑制するための対策を推進することとしています。一方で、治水計画は、日本学術会議から示された「大洪水においては顕著な効果も期待できない」との見解にも留意しつつ森林の保水機能を前提として作成しており、各流域・地域に応じた幅広い治水対策を検討した上で必要な対策を実施しております。
127	3		施策番号289～292	選択的取水設備（289）、清水パイプスの設備（290）、曝気循環装置などの設備（291）などは、水の自然な流れを遮るダムとの併用を前提とした施策である。ダムの必要性、有効性と影響を吟味し、まず第一にその撤去可能性を政策として検討すべきであり、その次に本各施策のようなダム・堰を前提とした上記各施策を検討すべきである。また、河川の正常流量維持のため河川整備計画でダムなどの既存施設の有効活用を施策とするが、河川の流域管理を湿地の問題と位置づけ、河川整備計画・河川整備基本方針の変更まで視野に入れ、河川流域での水利用と土地利用につきラムサール条約決議Ⅷ1（湿地の生態学的特徴を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン）の適用をしていくべきである。	No124で述べた理由と同じ。	ダムや堰は、洪水調節や水資源管理などを目的に設置されており、それぞれの目的において重要な役割を担っていると認識しています。なお、これらの整備や管理にあたっては、魚道整備等環境にも配慮しています。
128	3		施策番号376	「渚の創生事業」でダムに堆積している土砂を浸食が進んでいる海岸へ流用（サンドパイプス）するとの点は、水の自然な流れを遮るダムとの併用を前提とした施策である。水とともに土砂も運ばれ、海岸浸食のみならず下流の渚や瀬も消失させている。ダムの必要性、有効性と影響を吟味し、まず第一にその撤去可能性を政策として検討すべきであり、その次に本各施策のようなダム・堰を前提とした上記各施策を検討すべきである。	No124で述べた理由と同じ。	河川においては、ダムも含め、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全を図ることを目的に管理を行っております。引き続き、治水、利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるよう、適切に河川管理を行ってまいります。
129	3		施策番号427	河川の流域管理を「湿地」の問題と位置づけ、河川整備計画・河川整備基本方針の変更まで視野に入れ、河川流域での水利用と土地利用につきラムサール条約決議Ⅷ1（湿地の生態学的特徴を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン）の適用をしていくべきである。	河川整備基本計画について住民意見の反映が法定されたのは評価できる。しかし、河川整備計画はおおむね20年から30年の具体的な計画とされており、これではサイクルが長すぎて急激に進む気候変動等に柔軟に対応できない。また、上位計画である整備基本方針については、住民参加は法定されていない。 上述のように、河川流域管理を広く湿地として捉え、ラムサール条約決議Ⅷ1（湿地の生態学的特徴を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン）の適用をしていくべきである。	河川整備計画については、河川法に基づき、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させる手続きを行っています。引き続き、河川整備計画の策定や川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野において市民団体との連携・協働を進めてまいります。
130	3		施策番号460	多自然型川づくりについてやらないよりやるほうがまじであるが、もっと根本的にダムの撤去等により水の自然な流れを取り戻すことを検討する施策の方が、生物多様性等様々な面で有用である。	No124で述べた理由と同じ。	河川においては、ダムも含め、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全を図ることを目的に管理を行っております。引き続き、治水、利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるよう、適切に河川管理を行ってまいります。
131	3		施策番号771.886.887	藻場・干潟の「造成」あるいは「再生」を挙げるが、具体的にそれらの干潟が自然干潟の生態系と同程度にまで「造成」「再生」されたかどうかを点検すべきである。少なくとも、それらの干潟の具体的な事例とデータを示さねば点検とならない。	人工干潟については、地盤沈下による干潟面積の減少や台風による浸食等、自然本来の干潟とは異なる要素があるとされる。湿地を守るという観点からは、干潟等湿地を再生するよりも湿地への影響を回避するほうがるかに容易であることは、すでに常識である。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
132	3			沿岸域、海洋における炭素固定（ブルーカーボン）による気候変動への対応は、塩性湿地、マングローブ、藻場等の湿地の保全でもあり、今後も着実に進めていくべきである。加えて、泥炭地（ヒートランド）の保全は気候変動に対する対応策として、ブルーカーボン以上に効果的であり、今後はこれら併せて施策を進めていくべきである。	ブルーカーボンの一つである「塩性湿地は毎年数百万から数千万トンの炭素を固定する。さらに、泥炭地（ヒートランド）は陸地面積のわずか3%しか占めていないが、世界中の森林の2倍に匹敵する炭素を貯えている。」（『世界湿地概況—世界の湿地の現状とその生態系サービス』2018年6頁、36頁）。湿地を保全することは気候変動に対する対応策として極めて有効であり、かつ生物多様性の保全にも同時に資することから、今後よりいっそう予算を計上の上、協力に進めていくべきである。	沿岸域における海洋生物による炭素固定（ブルーカーボン）については、令和元年6月に設置しました「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を中心に関係庁庁とも連携し、その活用方策を検討していきます。また、泥炭地（ヒートランド）の保全がブルーカーボン以上に効果的かどうかの評価は困難ですが、泥炭地の保全は気候変動対策にもつながることから、今後の取組の参考とさせていただきます。
133	3			河川の上下流のエコロジカルネットワークを分断しているダム等の施設そのものの有用性を検討すべきである。	ダムの存在が前提となっているが、ダム撤去の例もあるように本質的に河川から海までの生態系のつながりを保全できるように進めるべきであるため。	河川においては、ダムも含め、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全を図ることを目的に管理を行っております。引き続き、治水、利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるよう、適切に河川管理を行ってまいります。
134	3			有明海における大型公共事業による干潟生態系の喪失、漁業被害についての現状認識、問題点の検証が欠けている。有明海・八代海総合評価検討委員会における議論は、有明海における深刻な環境異変の実情から目を背けており、評価委員会での議論は形式なものに留まっている。「有明海異変」と呼ばれる諫早湾閉め切り以降の深刻な環境変化、生物多様性へのダメージ、漁業被害の実情が、委員会ですら十分に認識されていない。有明海の再生に向けて、具体的な成果は一つ一つ上がっていない。「再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集を進めている」という状況でa十の評価は納得がいかない。人間に例えれば、瀕死の患者を前に、のんきに基礎研究の議論をしているようなもので、有明海を救おうという姿勢が見られない。根本的な認識からあらためるべきである。		有明海・八代海等総合調査評価委員会は、科学的知見を有する者で構成された委員会であり、国や関係県が行う有明海及び八代海等の海域環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等のための調査結果について、評価を行っております。有明海及び八代海等の再生に係る科学的アプローチの仕組みが既にあることから達成評価では既に達成済みとしております。有明海・八代海等の海域環境、生態系の保全・回復のためには、ご指摘の趣旨のとおり、今後とも、科学的知見に立脚した、継続した取組が必要と考えております。
135	3			河川の上下流を分断する施設の存在そのものが自然環境へ悪影響を及ぼしていることへの反省が無い。	魚道は分断を補う施設にはなっていない。生物多様性保全の観点から、ダムや堰などの存在そのものを検証すべきである。	河川においては、ダムも含め、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全を図ることを目的に管理を行っております。引き続き、治水、利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるよう、適切に河川管理を行ってまいります。
136	3			「達成済み」ではない	例えば、泡瀬干潟や大浦湾など沖繩の湿地は渡り鳥の重要な生息地となっているが、これらの湿地の保全や地域住民への普及啓発は行われていない。開発事業が湿地を破壊しているのに、これを放置しているではないか。国家戦略で重要湿地を開発圧力から守ることを掲げなければ、実効性のある戦略にはならない。	渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地について、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの重要生息地ネットワークの構築及び維持に取り組んでおり、これらの地域への普及啓発を行うことについて交流会の開催回数を指標としてきたため、達成済みと評価しています。今後、ネットワークの拡大に取り組んで参ります。
137	3			ダム・堰の存在そのものが自然環境へ悪影響を及ぼしていることへの反省が無い。	例えば、富栄養化対策として曝気循環装置を挙げているが、そのような強硬策では問題は解決していない。諫早湾調整池がその典型。閉め切りを止めて海水交換を回復させることを具体的施策とすべきである。	河川においては、ダムも含め、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全を図ることを目的に管理を行っております。引き続き、治水、利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるよう、適切に河川管理を行ってまいります。なお、ダムにおいては、曝気循環装置等の設置により、プランクトンの増殖を抑制できた事例もあり、対策は有効と考えています。
138	3			沖繩の泡瀬干潟や大浦湾など開発圧力がある海域を積極的に抽出すべき。	開発圧力がある重要海域が対象から外されているのは、本当の生物多様性の保全は実現できない。	今後の取組の参考とさせていただきます。
139	3			特に有明海の漁業被害を防止するための取り組みとしては、諫早湾干拓事業の影響を確認するために、長期の開門調査を具体的施策に盛り込むべき。	肝心の要因を察した調査・監視では、課題はいつまで経っても解決しない。	有明海再生については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」第24条の規定により環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会において、国及び関係県が行った総合的な調査結果等に基づき、客観的かつ科学的な考察を行った上で、再生方策が取りまとめられ、各省において有明海等の再生に向けた取組みを進めているところ。なお、同委員会が平成29年3月に取りまとめた報告書に照らしても、潮受堤防の締切りによる諫早湾の漁場環境への影響は限定的であることから、開門調査を具体的施策に盛り込む必要はないと考えています。
140	3			諫早湾干潟の価値を評価し、干潟復元の施策を講じるべき	諫早湾干潟が水質改善に寄与したことは明らかであった。	ご意見については、今後の取組の際の参考とさせていただきます。
141	3			諫早湾の開門調査を具体的施策に盛り込むべき	評価委員会報告は有明海再生に貢献していない。それは、肝心の諫早湾干拓事業の影響を察し、隔靴掻痒の検討に終始しているから。	有明海再生については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」第24条の規定により環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会において、国及び関係県が行った総合的な調査結果等に基づき、客観的かつ科学的な考察を行った上で、再生方策が取りまとめられ、各省において有明海等の再生に向けた取組みを進めているところ。なお、同委員会が平成29年3月に取りまとめた報告書に照らしても、潮受堤防の締切りによる諫早湾の漁場環境への影響は限定的であることから、開門調査を具体的施策に盛り込む必要はないと考えています。
142	3			有明海の再生に関して施策の成果が不明で、目標の達成評価を「a+ 既に達成済み」とすることは不適当である。	有明海・八代海総合調査評価委員会の平成18年の委員会報告では、全体目標として「希少な生態系、生物多様性及び水質浄化機能の保全・回復」、「二枚貝等の生態環境の保全・回復と持続的な水産資源の確保」の2点が掲げられたが、その目標を10年間でどの程度達成できたのか、平成29年の委員会報告にはその評価に関する明確な記述がない。むしろ、漁業統計などを見ると、有明海の環境はこの10年でさらに悪化している。環境省において個別の調査研究が進められたとしても、目標の達成に貢献する具体的な成果が明らかになっていないので、達成評価を「a+ 既に達成済み」とすることは不適当である。	有明海・八代海等総合調査評価委員会は、科学的知見を有する者で構成された委員会であり、国や関係県が行う有明海及び八代海等の海域環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等のための調査結果について、評価を行っております。有明海及び八代海等の再生に係る科学的アプローチの仕組みが既にあることから達成評価では既に達成済みとしております。有明海・八代海等の海域環境、生態系の保全・回復のためには、ご指摘の趣旨のとおり、今後とも、科学的知見に立脚した、継続した取組が必要と考えております。
143				沿岸域全域について統一された方法でモニタリングを行い、自然海岸の割合、サンゴ礁の状況などを把握すべきである。関係省庁が連携し、河川から海までと一本化できるようにすべきである。そして得られたデータをもとに海洋政策を一本化し、保全を進めていくことが必要である。	気候変動にともない海の重要さがより一層指摘されているものの、海の保全は遅れており、データの不足や統合化がされていないため、効果的な保全策を検討するためにも現状把握は必須である。	リモートセンシング技術等を活用し、サンゴ礁の分布状況などについて把握を進めております。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
144				現行の国家戦略において、計画期間の終了年次に達成状況の総合的な点検を実施することとされている。次期国家戦略においても、計画終了時にバブコメを含む総合的な達成状況の点検を実施することを明記すべきである。	現行の国家戦略では、次期戦略の策定に資するため、計画期間の終了年次に達成状況の総合的な点検を実施することとされており、その一環として、今回、初めて、計画終了時に本パブリックコメントの公募が実施されることとなった。このような取り組みは、戦略真に有効な計画としていくためには必須の事柄であり、高く評価する。	今後にも必要な総合的な点検等については、実施してまいります。

No.	部	頁	行	意見内容	理由	回答案
145			その他	国家戦略の点検指標の多くが「何をやったか」の行動目標になっており、政策の効果が実際に得られたかの「成果目標」が乏しく、十分な評価ができない。そのため設定された指標であるかどうかにかかわらず、成果目標を評価できる指標、特にJBOシリーズやモニタリングサイト1000調査などで明らかにされている生物多様性の状態に関する指標を、十分に盛り込んだうえで施策を評価点検すべきである。	国家戦略の評価指標設定の際には間に合わなかったものの、CBDの決議においてもそのような評価指標の設定が推奨されているため。	ご意見については、次期生物多様性国家戦略の策定の際の参考とさせていただきます。
146			その他	再現性のある比較可能な方法で沿岸域全域についてモニタリングを行い、自然海岸の割合、サンゴ礁の状況などを把握すべきである。関係省庁が連携し、河川から海までモニタリングと一本化できるようにすべきである。そして得られたデータをもとに海洋政策を一本化し、保全を進めていく必要がある。	気候変動にともない海の重要性がより一層指摘されているものの、データの不足や統合化がされていないため。	リモートセンシング技術等を活用し、サンゴ礁の分布状況などについて把握を進めております。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。